

琵琶湖流域下水道東北部処理区の管理に要する経費について関係市町が  
負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

1. 関係法令

下水道法第31条の2

- (1) . . . . . 流域下水道を管理する都道府県は、. . . . . 流域下水道により利益を受ける市町村に対し、その利益を受ける限度において、その設置、改築、修繕、維持その他の管理に要する費用の全部又は一部を負担させることができる。
- (2) 前項の費用について同項の規定により市町村が負担すべき金額は、当該市町村の意見をきいたうえ、当該都道府県の議会の議決を経て定めなければならない。

2. 議決を求めるべき内容

(1) 関係市町

彦根市、長浜市、東近江市、米原市、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町

(2) 負担すべき金額

ア 一般排水

関係市町の当該排水汚水量に1立方メートルあたり60.4円を乗じて得た額

イ 特定排水

関係市町の当該排水汚水量に1立方メートルあたり70.8円を乗じて得た額

【参考】

(1) 負担金算定期間

平成27年度から平成31年度年度までの5年間

(2) 排水区分

- ア 一般排水 一般家庭からの汚水ならびに工場・事業場等からの汚水のうち特定排水以外のもの
- イ 特定排水 工場・事業場等からの汚水のうち、1か月あたりの排水量が750m<sup>3</sup>を超えるもの

(3) 負担金対象経費

維持管理費と資本費（起債元利償還金）とする。

ただし、資本費のうち先行投資にかかるものは除く。

(4) 高度処理に要する経費の負担区分

ア 一般排水	県	50% (4.2円/m <sup>3</sup> )
	市町	40% (3.3円/m <sup>3</sup> )
	使用者	10% (0.8円/m <sup>3</sup> )
イ 特定排水	使用者	100% (8.3円/m <sup>3</sup> )

(5) 負担金単価の経緯

(円/m<sup>3</sup>)

			第4期		第5期	差
			(消費税5%)	(消費税8%)		
算定期間			4年間 (H22~H25)	1年間 (H26)	5年間 (H27~H31)	
負担金単価	一般排水	維持管理費	45.1	46.3	48.1	+1.8
		うち1次・2次	41.2	42.3	44.0	+1.7
		高度処理	3.9	4.0	4.1	+0.1
		資本費	7.7	7.9	12.3	+4.4
		負担金単価	52.8	54.2	60.4	+6.2
	特定排水	維持管理費	49.1	50.3	52.3	+2.0
		うち1次・2次	41.2	42.3	44.0	+1.7
		高度処理	7.9	8.0	8.3	+0.3
		資本費	15.4	15.8	18.5	+2.7
		負担金単価	64.5	66.1	70.8	+4.7